

## (趣旨)

第 1 条 この規則は、福岡市節水推進条例（平成 15 年福岡市条例第 39 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第 2 条 この規則において使用する用語の意義は、条例に定めるもののほか、次の各号に掲げる用語の区分に従い、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 原水 雑用水道において供給される雑用水の原料となる水（補給装置により補給される水を除く。）をいう。
- (2) 原水貯留槽 水処理設備で雑用水として製造される前の原水を貯留するための施設をいう。
- (3) 水処理設備 雑用水道において供給される雑用水を製造するための施設をいう。
- (4) 貯留槽 水処理設備で製造された雑用水を貯留するための施設（福岡市再生水利用下水道事業に関する条例（平成 15 年福岡市条例第 42 号）第 2 条第 6 号に規定する再生水受水槽を含む。）をいう。
- (5) 補給装置 雑用水道において原水の不足又は水質の悪化を防止するため、水道水その他の水処理設備において雑用水とするための製造を行う必要がない水を補給する施設をいう。
- (6) 雑用水給水設備 貯留槽に貯留された雑用水を供給するための増圧装置、雑用水給水管、水使用機器及びこれらに附属する設備をいう。

## (節水対象部分から除外する用途)

第 3 条 条例第 2 条第 2 号に規定する規則で定める用途は、次に掲げる用途とする。

- (1) 電気室、機械室及び通信機械室であって専ら当該建築物のために設置されたもの以外のもの
- (2) 工場の生産用機械室であって居室に該当しないもの
- (3) 次の施設に設置されている留置所（人を留置するための部屋をいう。）
  - ア 刑務所、検察庁の庁舎及び拘置所
  - イ 県警察本部又は警察署の留置場
  - ウ 海上保安庁の留置場
- (4) 刑務所内の水洗便所であって被収容者が使用するもの。  
(平成 16 規則 122・一部改正)

## (特定用途)

第 4 条 条例第 2 条第 7 号に規定する規則で定めるその他の用途は、次に掲げる用途とする。

- (1) 植栽への散水の用途
- (2) 建築物の清掃の用途

## (促進区域の指定等)

第 5 条 条例第 9 条第 2 項（同条第 5 項において準用する場合を含む。）に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 促進区域の名称
- (2) 促進区域の範囲
- (3) 促進区域の指定年月日（促進区域を変更する場合にあっては、変更年月日）

## (技術基準)

第 6 条 条例第 10 条第 1 項に規定する技術基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 雑用水道の方式については、次のとおりとすること。
  - ア 雑用水の供給量は、使用水量に対応できるものであること。
  - イ 水処理の方式は、原水の水質及び水量、雑用水の用途並びに水処理設備の管理方法が勘案された適切かつ効率的な方

式であること。

- (2) 個別循環型雑用水道の原水については、安定した水質及び水量が確保できる雑排水等のうち水処理設備で雑用水として製造されることにより第9号の水質に関する基準を満たすこととなる見込まれるものとする。
- (3) 雑用水道には、次に掲げる要件を備えた原水貯留槽及び水処理設備を設置すること。ただし、雑用水の水質が第9号に規定する基準に常に適合しうるものと市長が認めるときは、原水貯留槽及び水処理設備を設置しないことができる。
  - ア 水圧、土圧その他の荷重に対する十分な耐力と耐水性を有する構造及び材質であること。
  - イ 原水の水質が最も低下する場合においても十分その機能が発揮できるものであること。
  - ウ 水処理設備にあつては、スクリーン及び原水調整槽並びに生物処理、沈殿処理、ろ過処理、活性炭処理、オゾン処理、塩素処理その他の処理方式の設備を単独で又は組み合わせて設けるものであること。
- (4) 雑用水道には、次に掲げる要件を備えた貯留槽を設置すること。
  - ア 補給装置を設けること。
  - イ 個別循環型雑用水道及び雨水を利用する非循環型雑用水道における補給装置には、補給水量（補給装置により補給される水の量をいう。以下同じ。）を把握するためのメーターを管理しやすい位置に設けること。
  - ウ 補給装置により水道水を補給する場合は、雑用水が補給装置に逆流することを防止できるように、吐水口と受口との間隙を15センチメートル以上とすること。
- (5) 雑用水給水設備については、他の給水設備の系統とは異なる独立した系統により雑用水を供給するものとする。
- (6) 雑用水給水管については、次のとおりとすること。
  - ア 雑用水に対して十分な耐食性を有し、使用圧力に十分耐えうる材質であること。
  - イ 建築物内に設置する部分には、他の用途に使用される管と識別できるように、次に掲げる措置を講じること。
    - (ア) いんぺい配管は、その表面に黄緑色の表示テープを巻くこと。
    - (イ) 露出配管は、その表面に黄緑色の表示テープを巻くとともに、仕切弁付近等の要所に雑用水と記載すること。
  - ウ 運転水量を把握するためのメーターを管理しやすい位置に設けること。
- (7) 雨水を原水として利用する場合については、次のとおりとすること。
  - ア 集中豪雨時等の急激な雨水の流入に対応できる構造の集水装置を設置すること。
  - イ 雨水のみを原水として利用するときは、雨水利用率（年間雨水利用可能量の年間雑用水使用量に占める割合をいう。）を50パーセント以上とすること。
- (8) 雑用水の使用については、次のとおりとすること。
  - ア 雑用水を使用する箇所には、誤使用を防止するため、雑用水が使用されている旨の表示を使用者に分かりやすい位置に行うこと。
  - イ 雑用水を使用する便器に洗浄水貯留タンクを設ける場合は、手洗いができるものとしなないこと。
  - ウ 温水洗浄便座に使用する洗浄水には、雑用水を使用しないこと。
- (9) 雑用水の水質の管理については、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第4条第1項の建築物環境衛生管理基準の規定に則して行うこと。
- (10) 雑用水を植栽への散水及び建築物の清掃の用途に使用する場合については、給水栓は、一般の者が容易に操作できない構造とすること。

（平成15規則117・一部改正）

（雑用水道の管理）

第7条 雑用水道が設置されている建築物を所有し、又は管理する者は、定期的に運転水量及び補給水量を記録するとともに、運転状況を常に把握しなければならない。

2 前項に規定する者が個別循環型雑用水道又は雨水を利用する非循環型雑用水道を設置する場合においては、原水貯留槽に貯留された原水についても衛生上支障のないよう管理しなければならない。

（節水計画書）

第8条 条例第11条第1項の規定により提出する節水計画書は、様式第1号に、次に掲げる図書を添付したものとす。

- (1) 付近見取図
- (2) 面積表
- (3) 給排水設備の各階平面図
- (4) 給排水設備の系統図及び機器仕様書
- (5) 水処理フロー図
- (6) 給水計算書
- (7) 水収支・給排水フロー図
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

- 2 条例第 11 条第 2 項の規定により提出する節水計画書は、様式第 2 号に、前項各号に掲げる図書を添付したものとする。
- 3 条例第 11 条第 3 項の規定により提出する節水計画書は、様式第 3 号に、第 1 項各号に掲げる図書を添付したものとする。
- 4 前 3 項に規定する節水計画書は、2 部提出しなければならない。ただし、当該節水計画書に係る大型建築物が対象建築物に該当すると市長が認めたときは、建築主は、さらに 2 部を追加して提出しなければならない。
- 5 節水計画書の記載は、次のとおりに行わなければならない。
  - (1) 記載する水量については、社団法人空気調和・衛生工学会が定めた基準により算出した水量とすること。ただし、類似施設等における実績があり、当該実績に基づいて算出することが合理的であると市長が認めたときは、当該実績に基づいて算出した水量とすることができる。
  - (2) 第 1 項各号に掲げる図書については、配管及び水使用機器を、水道水を供給する系統は赤色に雑用水を供給する系統は黄緑色にそれぞれ着色すること。
  - (3) 第 1 項第 2 号の面積表及び同項第 3 号の給排水設備の各階平面図については、節水対象部分の位置及び各部分の用途を明記すること。
  - (4) 第 2 項及び第 3 項の節水計画書については、変更に係る箇所を明記すること。  
(変更手続に係る特例)

第 9 条 建築主は、建築物の計画の変更を行う場合においてその変更が雑用水道の計画に影響がないと市長が認めたときは、変更後の節水計画書を提出することを要しない。  
(軽微な変更)

- 第 10 条 条例第 11 条第 2 項に規定する規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。
- (1) 大型建築物を新築する場合の延べ面積又は大型建築物となる建築物を増築する場合の床面積の合計の変更でその増減が 100 平方メートルの範囲内であるもの
  - (2) 節水量の変更を伴わない雑用水道の配置箇所の変更
  - (3) 建築物の名称、建築主又は建築場所の変更
  - (4) 条例第 12 条第 1 項後段の規定により節水計画確認書の交付を受けた建築物の建築主が当該建築物の計画の変更を行う場合における当該変更でその変更後の建築物が対象建築物に該当しないもの
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が軽微な変更と認めるもの  
(節水計画確認書)

第 11 条 条例第 12 条第 1 項前段の節水計画確認書は様式第 4 号に、同項後段の節水計画確認書は様式第 5 号によるものとする。  
(工事完了の届出及び完了検査)

- 第 12 条 条例第 13 条第 1 項の規定による届出は、雑用水道工事完了届(様式第 6 号)を提出して行うものとする。
- 2 雑用水道の施工者は、前項の雑用水道工事完了届の提出前に、あらかじめ当該雑用水道が技術基準(第 4 項に規定する事項を除く。次条において同じ。)に適合しているかどうかについて検査を行わなければならない。
  - 3 条例第 13 条第 1 項の検査(以下「完了検査」という。)のうち誤接合の有無を確認する検査は、対象建築物の用途及び規模並びに雑用水道の方式に照らし合理的であると認められる方法により行うものとする。
  - 4 条例第 13 条第 2 項に規定する規則で定める事項は、第 6 条第 9 号に掲げる事項とする。

5 条例第 13 条第 2 項の雑用水道検査済証は、様式第 7 号によるものとする。

(中間検査)

第 13 条 対象建築物の建築主は、雑用水道の設置工事が完了する前に、当該対象建築物の部分を仮使用する必要があるときは、当該部分に係る雑用水道の部分について、雑用水道工事部分完了届(様式第 8 号)を市長に提出して中間検査の実施を求めることができる。

2 市長は、中間検査の結果、雑用水道の部分が技術基準に適合していると認めるときは、建築主に対し雑用水道中間検査済証(様式第 9 号)を交付するものとする。

3 市長は、中間検査を行った雑用水道の設置工事が完了した場合において、完了検査を実施するときは、前項の規定により交付された雑用水道中間検査済証に係る雑用水道の部分については、完了検査をすることを要しない。

4 前条第 2 項及び第 3 項の規定は、中間検査について準用する。

5 市長は、中間検査の結果、当該雑用水道が技術基準に適合していないと認めるときは、建築主にその旨を通知するとともに、当該建築主に対して必要な指導をし、又はこれを是正するために条例第 13 条第 3 項の規定による命令を行うものとする。

(措置命令の方式)

第 14 条 条例第 12 条第 2 項又は第 13 条第 3 項の規定による命令は、措置命令書(様式第 10 号)を交付して行うものとする。

(職員の証明書の様式)

第 15 条 条例第 15 条第 2 項の証明書は、様式第 11 号によるものとする。

(勧告の方式)

第 16 条 条例第 16 条第 1 項の規定による勧告は、勧告書(様式第 12 号)を交付して行うものとする。

(意見陳述の方法)

第 17 条 条例第 16 条第 3 項の規定による意見の陳述は、書面により行わなければならない。ただし、市長が特に認めるときは、口頭その他の方法により行うことができる。

(補助金の交付)

第 18 条 条例第 18 条の規定による補助金の交付は、条例第 8 条第 1 項の規定に基づき技術基準に適合する個別循環型雑用水道を新たに設置した者(国、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成 13 年法律第 140 号)第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等、地方公共団体及びこれらが出資している法人を除く。)に対し、個別循環型雑用水道に係る設備のうち原水貯留槽、水処理設備及び貯留槽の設置に要する費用(し尿浄化槽の設置に要する費用を除く。)の一部について行うものとする。

(規定外の事項)

第 19 条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成 15 年 12 月 1 日から施行する。ただし、第 5 条の規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成 15 年 11 月 13 日規則第 117 号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 15 年 12 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年 12 月 16 日規則第 122 号)

この規則は、交付の日から施行する。

# 節水計画書 (新築・増築)

年 月 日

(あて先) 福岡市長

建築主 住所  
氏名  
電話 — — 印

設計者 住所  
氏名  
電話 — —  
担当者

福岡市節水推進条例第11条第1項の規定により節水計画書を提出します。

この計画書に記載の事項は、事実と相違ありません。この計画書に記載した内容に変更を生じた場合は、速やかに所定の変更手続きを行います。

※ 住宅都市局受付欄	※ 水道局受付欄	※ 備考

## 注意

- ※印の欄は、記入しないでください。
- 本様式のうち、2枚目以降については、該当する部分のみ記入してください。

## 計画概要

1 建築物の概要						
建築物の名称						
建築物の場所(地名地番)	福岡市 区					
下水処理区域	区域内・区域外	雑用水道設置促進区域	区域内・区域外			
主要用途		階数	地上階・地下階			
対象建築物該当性の有無	※ 対象・対象外	建築確認申請予定日	年 月 日			
工事予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日					
	既設部分	今回計画部分	将来計画部分	合計		
延べ面積又は増築される部分の床面積の合計	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		
節水対象部分の床面積の合計	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		
上水日最大使用水量 : A	m <sup>3</sup> /日	m <sup>3</sup> /日	m <sup>3</sup> /日	m <sup>3</sup> /日		
2 既提出節水計画書 <small>注) 当該建築物の敷地又は当該敷地を含む一団の土地に存する建築物に係る節水計画書を提出しているもののみ記入</small>						
節水計画確認書番号	交付年月日	特記事項				
3 雑用水道計画						
方式	個別循環型・広域循環型・非循環型 [ 雨水・その他 ( ) ]					
特定設備以外の設備の部分への雑用水の利用の有無	・有 ・無	<ul style="list-style-type: none"> <li>・植栽散水用水</li> <li>・清掃用水</li> <li>・その他 ( )</li> </ul>				
建築物における衛生的環境の確保に関する法律に規定する特定建築物の該当性の有無	該当する ・ 該当しない					
再生水給水口径(広域循環型の場合)	mm					
	既設部分	今回計画部分	将来計画部分	合計		
使用量	個別循環型	m <sup>3</sup> /日	m <sup>3</sup> /日	m <sup>3</sup> /日	m <sup>3</sup> /日	
	広域循環型	m <sup>3</sup> /日	m <sup>3</sup> /日	m <sup>3</sup> /日	m <sup>3</sup> /日	
	非循環型	雨水	m <sup>3</sup> /日	m <sup>3</sup> /日	m <sup>3</sup> /日	m <sup>3</sup> /日
		その他 ( )	m <sup>3</sup> /日	m <sup>3</sup> /日	m <sup>3</sup> /日	m <sup>3</sup> /日
	合計 : B	m <sup>3</sup> /日	m <sup>3</sup> /日	m <sup>3</sup> /日	m <sup>3</sup> /日	
節水率 : B / (A + B)	%	%	%	%		
4 備考						

(3枚目)

(1) 雑用水道が個別循環型雑用水道である場合

原水の種別	雑排水 ・ 汚水 ・ その他 ( )	
処理方式		
消毒方式		
原水貯留槽容量	m <sup>3</sup>	
貯留槽容量	m <sup>3</sup>	
水処理設備	必要量	m <sup>3</sup> /日
	処理能力	m <sup>3</sup> /日
水処理設備の フロー図		
備考		

(3枚目)

(2) 雑用水道が非循環型雑用水道である場合

処 理 方 式			
消 毒 方 式			
原水貯留槽容量			m <sup>3</sup>
貯留槽容量			m <sup>3</sup>
水処理設備のフロー図			
雨 水 利 用	集水面積 : A	m <sup>2</sup>	
	年間降水量 : B	1705 mm	
	年間雨水集水量 : C	m <sup>3</sup> /年	(C = A × B × 0.9 (流出係数) / 1000)
	雨水利用可能率 : D	%	注) 雨水利用マニュアルの計画線図による
	年間雨水利用可能量 : E	m <sup>3</sup> /年	(E = C × D)
	雨水利用可能量 : e	m <sup>3</sup> /日	(E / 年間使用日数)
	年間雑用水使用量 : F	m <sup>3</sup> /年	
	雨水利用率 : G	%	(G = E / F)
	豪雨時流入対策		
		注) 雨水利用マニュアル(福岡県版)を参照のこと。	
そ の 他 ( )	原水の種類		
	原水取水量	m <sup>3</sup>	
	原水使用量	m <sup>3</sup>	
備考			



# 節 水 計 画 書 ( 変 更 )

年 月 日

(あて先) 福 岡 市 長

建築主 住 所  
氏 名  
電 話 — — 印

設計者 住 所  
氏 名  
電 話 — —  
担当者

福岡市節水推進条例第11条第2項の規定により節水計画書を提出します。

この計画書に記載の事項は、事実と相違ありません。記載の内容に変更を生じた場合は、速やかに所定の変更手続きを行います。

※ 住宅都市局受付欄	※ 水道局受付欄	※ 備 考

## 注意

- ※印の欄は、記入しないでください。
- 本様式のうち、2枚目以降については、該当する部分のみ記入してください。

## 計画変更概要

1 建築物の概要				
建築物の名称				
建築物の場所	地名地番	福岡市 区		
	住居表示	福岡市 区		
節水計画確認書の 交付年月日及び番号		年 月 日 第 号		
2 建築物の変更内容				
変更理由				
変更事項		変更前	変更後	
延べ面積又は増築される 部分の床面積の合計		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
節水対象部分の床面積の合計		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
主要用途				
階数		地上 階・地下 階	地上 階・地下 階	
上水日最大使用水量 : A		m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	
その他の変更事項				
3 雑用水道の変更内容				
変更事項		変更前	変更後	
方式				
使用量	個別循環型	m <sup>3</sup> /日	m <sup>3</sup> /日	
	広域循環型	m <sup>3</sup> /日	m <sup>3</sup> /日	
	非循環型	雨水	m <sup>3</sup> /日	m <sup>3</sup> /日
		その他( )	m <sup>3</sup> /日	m <sup>3</sup> /日
	合計 : B		m <sup>3</sup> /日	m <sup>3</sup> /日
節水率 : B / (A + B)		%	%	
その他の変更事項		注) 節水便器の変更は、道路下水道局下水道管理課に届けてください。		
4 備考				

(3枚目)

(1) 雑用水道が個別循環型雑用水道である場合

原水の種別	雑排水 ・ 汚水 ・ その他 ( )	
処理方式		
消毒方式		
原水貯留槽容量	m <sup>3</sup>	
貯留槽容量	m <sup>3</sup>	
水処理設備	必要量	m <sup>3</sup> /日
	処理能力	m <sup>3</sup> /日
水処理設備の フロー図		
備考		

(3枚目)

(2) 雑用水道が非循環型雑用水道である場合

処 理 方 式			
消 毒 方 式			
原水貯留槽容量			m <sup>3</sup>
貯留槽容量			m <sup>3</sup>
水処理設備のフロー図			
雨水利用	集水面積 : A	m <sup>2</sup>	
	年間降水量 : B	1705 mm	
	年間雨水集水量 : C	m <sup>3</sup> /年	(C = A × B × 0.9 (流出係数) / 1000)
	雨水利用可能率 : D	%	注) 雨水利用マニュアルの計画線図による
	年間雨水利用可能量 : E	m <sup>3</sup> /年	(E = C × D)
	雨水利用可能量 : e	m <sup>3</sup> /日	(E / 年間使用日数)
	年間雑用水使用量 : F	m <sup>3</sup> /年	
	雨水利用率 : G	%	(G = E / F)
	豪雨時流入対策		
		注) 雨水利用マニュアル (福岡県版) 参照のこと	
その他 ( )	原水の種類		
	原水取水量	m <sup>3</sup>	
	原水使用量	m <sup>3</sup>	
備考			

# 節水計画書 (軽微な変更)

年 月 日

(あて先) 福岡市長

建築主 住所  
氏名 印  
電話 - -

福岡市節水推進条例第11条第3項の規定により節水計画書を提出します。  
この計画書に記載の事項は、事実と相違ありません。記載の内容に変更を生じた場合は、速やかに所定の変更手続きを行います。

建築物の名称			
建築物の場所	地名地番	福岡市	区
	住居表示	福岡市	区
節水計画確認書の交付年月日及び番号		年 月 日 第	号
変更理由			
変更事項		変更前	変更後
延べ面積又は増築される部分の床面積の合計		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
節水対象部分の床面積の合計		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
再生水給水口径(広域循環型の場合)		mm	mm
その他の変更事項			
備考		※ 住宅都市局受付欄	
注意 1 ※印の欄は、記入しないでください。 2 本様式のうち、該当する部分のみ記入してください。			

# 節 水 計 画 確 認 書

第 年 月 日 号

建築主

様

福岡市長

印

年 月 日付で提出のあった節水計画書に係る大型建築物が対象建築物に該当し、かつ、当該節水計画書における雑用水道の計画が技術基準に適合するものであることを認めます。

## 備考

- 1 この確認書に係る節水計画書の変更をする場合は、速やかに所定の変更手続きを行ってください。
- 2 建築確認申請の際に、この確認書の写しを添付してください。
- 3 給水申込みの際に、この確認書及び節水計画書の写しを添付してください。

# 節水計画確認書

第 年 月 日 号

建築主

様

福岡市長 印

年 月 日付で提出のあった節水計画書に係る大型建築物が対象建築物に該当しないことを認めます。

## 備考

- 1 この確認書に係る節水計画書の変更をする場合は、速やかに所定の変更手続きを行ってください。
- 2 建築確認申請の際に、この確認書の写しを添付してください。
- 3 給水申込みの際に、この確認書及び節水計画書の写しを添付してください。

## 雑用水道工事 完了届

年 月 日

(あて先) 福岡市長

建築主 住所  
氏名 印  
電話 — —

雑用水道の設置工事が完了し、福岡市節水推進条例施行規則第12条第2項の規定により施工者の検査が行われ、技術基準に適合していることが確認されたので、福岡市節水推進条例第13条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 節水計画確認書の 交付年月日及び番号	年 月 日 第 号
2 建築物の名称	
3 主要用途	
4 建築物の場所	地名地番 福岡市 区
	住居表示 福岡市 区
5 方 式	個別循環型・広域循環型・非循環型 ( )
6 雑用水道工事の施工者	会社名 担当者 電 話
7 工事完了年月日	年 月 日
8 完了検査希望日	年 月 日

## 備考

- 1 太枠内のみ記入してください。
- 2 建築物の名称が決定したものについては、決定後の名称で記入してください。
- 3 建築物の場所の欄については、建築物に住居番号がつけられた場合は、住居表示も記入してください。
- 4 この完了届は、住宅都市局建築審査課に提出してください。
- 5 完了検査希望日の14日前までに検査予約をしてください。なお、日程の都合により検査希望日どおり検査できない場合がありますのでご了承ください。

受付欄	検査欄		
	検査日	検査員	確認
	年 月 日		



# 雑用水道検査済証

第 年 月 日 号

建築主

様

福岡市長

印

福岡市節水推進条例第13条第1項の規定による検査の結果、次の建築物に設置している雑用水道が技術基準に適合していることを認めます。

記

1 節水計画確認書の交付 年月日及び番号	年 月 日 第 号
2 建築物の名称	
3 建築物の場所	地名地番 福岡市 区
	住居表示 福岡市 区
4 完了検査年月日	年 月 日
5 備考	

## 雑用水道工事 部分完了届

年 月 日

(あて先) 福岡市長

建築主 住所  
氏名 印  
電話 — —

雑用水道の部分について、福岡市節水推進条例施行規則第13条第4項の規定において準用する第12条第2項の規定により施工者の検査が行われ、技術基準に適合していることが確認されたので、同規則第13条第1項の規定に基づき、中間検査の実施を申請します。

1 節水計画確認書の 交付年月日及び番号	年 月 日 第 号
2 建築物の名称	
3 主要用途	
4 建築物の場所	地名地番 福岡市 区
	住居表示 福岡市 区
5 方式	個別循環型・広域循環型・非循環型 ( )
6 雑用水道工事の施工者	会社名 担当者 電 話
7 部分完了年月日	年 月 日
8 中間検査希望日	年 月 日
9 中間検査対象部分	

備考

- 1 太枠内のみ記入してください。
- 2 建築物の名称が決定したものについては、決定後の名称で記入してください。
- 3 建築物の場所の欄については、建築物に住居番号がつけられた場合は、住居表示も記入してください。
- 4 この完了届は、住宅都市局建築審査課に提出してください。
- 5 中間検査希望日の14日前までに検査予約をしてください。なお、日程の都合により検査希望日どおり検査できない場合がありますのでご了承ください。

受付欄	検査欄		
	検査日	検査員	確認
	年 月 日		

# 雑用水道中間検査済証

第 年 月 日 号

建築主

様

福岡市長

印

福岡市節水推進条例施行規則第13条第1項の規定による検査の結果、次の建築物に設置している雑用水道のうち中間検査の対象とした部分が技術基準に適合していることを認めます。

記

1 節水計画確認書の 交付年月日及び番号	年 月 日 第 号	
2 建築物の名称		
3 建築物の場所	地名地番	福岡市 区
	住居表示	福岡市 区
4 中間検査年月日	年 月 日	
5 中間検査対象部分		
6 備 考		

# 措置命令書

第 年 月 日 号

建築主

様

福岡市長

印

あなたが福岡市節水推進条例の規定により次の建築物に設置する  
雑用水道については、技術基準に適合しないので、同条例第12条第2項  
していないので、同条例第13条第3項  
の規定により、当該雑用水道について次の措置を講じるよう命じます。

## 記

1 節水計画確認書 交付日及び番号	年 月 日 第 号
2 建築物の名称	
3 建築物の場所	地名地番 福岡市 区
	住居表示 福岡市 区
4 雑用水道の方式	
5 措置の内容及び理由	

備考 この命令に不服がある場合は、この命令があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、福岡市長に対して、異議申立てをすることができます。

# 証 明 書

第 号

職氏名

上記の者は、福岡市節水推進条例第15条第1項の規定により、同条例を施行するため対象建築物又はその業務に関係のある場所に立ち入り、検査をする職権を有する者であることを証明する。

年 月 日

福岡市長

印

福岡市節水推進条例 (抜粋)

(立入検査)

第15条 市長は、この節の規定を施行するため必要な限度において、対象建築物の建築主から報告若しくは資料の提出を求め、又は部下の職員をして当該対象建築物若しくはその業務に関係のある場所に立ち入り、雑用水道の構造及び機能に関し検査をさせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、当該立入検査に従事する職員であることを証する証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

# 勧告書

第 年 月 日 号

建築主

様

福岡市長

印

福岡市節水推進条例第16条第1項の規定により、次のとおり勧告します。

1 節水計画確認書の 交付年月日及び番号	年 月 日 第 号
2 建築物の名称	
3 建築物の場所	地名地番 福岡市 区
	住居表示 福岡市 区
4 雑用水道の方式	
5 勧告の内容	
6 勧告の理由	

備考 正当な理由なくこの勧告に従わないときは、その旨を公表することがあります。